

## 「有限責任事業組合(LLP)」と「民法上の組合」比較表

	有限責任事業組合(LLP)	民法上の組合
根拠法	有限責任事業組合契約法	民法
特徴	出資者は組合債権者に対し出資額までしか事業上の責任を負わない(有限責任制)(事業組合3、15)。	無限責任
	出資者が自ら経営を行うので組織内部の取り決めは自由に決めることができる(内部自治原則)。損益や権限の分配が出資額に係らず自由に決めることができる。契約上、損益分配の定めがない場合は、出資額に応じて分配する。	同左
	税制面では、法人税が課税されずに、その出資者に直接課税されるため、事業段階で法人課税が課された上に、出資者への配当に課税されることを回避できるメリットがある。 また、LLPの事業で損失がでたときは、出資の価額を基礎として定められる一定額の範囲内で、出資者の他の所得と損益通算することができる。	同左
目的	営利目的(事業組合法1、3)	営利・非営利を問わない。
法人格の有無	法人格はなし。	法人格はなし。
組合員の資格	組合員のうち1人は国内の居住者又は内国法人でなくてはならない(事業組合3)。	制限なし。
出資金額	組合員は金銭その他の財産による出資義務あり(事業組合法3、11)。	組合員は出資義務あり(民667)。
現物出資	可能。	可能。
知的財産	貸借対照表に計上可能な知的財産権は出資が可能。	可能。
労務出資	債権者保護の観点から認められない。	労務での出資も可能(民667)。
組合の成立	組合契約を締結し、出資を履行することにより成立する(事業組合法3)。	組合契約を締結することによって成立する(民667)。出資の履行は成立後であってもよい。
組合財産	共有(事業組合56、民668)	共有(民668)
登記	組合成立後、2週間以内に主たる事務所の所在地で登記、従たる事務所では3週間以内に登記(事業組合57)。 登記は組合の成立要件ではなく、公示手段、第三者対抗要件(事業組合8)である。 登記事項：事業目的、名称、組合事務所の所在場所、組合員の氏名・名称及び住所、組合契約の効力発生日、組合の存続期間、組合員が法人であるときは、組合職務を行う者の氏名住所、法定解散事由以外の解散事由その他、解散登記、清算人登記、清算終了登記は一般の事業法人と同じ。	必要なし。
運営	総組合員の全員一致で行うが、LLP契約の定めにより全員一致以外の方法をとることもできる。但し、重要な財産の処分・譲受け、多額の借財は原則として総組合員の同意が必要(事業組合12)。	組合員の過半数の決議により業務執行を行う(民670)。数人の業務執行者が選任されている場合はその過半数の決議による(民670)。

	有限責任事業組合(LLP)	民法上の組合
業務執行	全員が業務を執行する権利を有し、義務を負う(事業組合13)。業務執行の一部について委任することができる(事業組合13)。	全員が業務を執行する権利を有し、義務を負う。業務の執行を委任することができる(民670)。
債権者保護規定	有限責任制のため、以下の債権者保護規定が定められている。 組合契約の登記の義務付けおよび財務データの開示 組合設立時における出資の全額払い込みの義務付けおよび債務超過時の分配の禁止	やむを得ない事由を除き、組合員は組合に不利な時期に脱退することができない(民678 但書)。
事業年度	1年以内の期間で、組合契約により定める(事業組合3、4)。	規定なし。組合契約で自由に定めることができる。但し、損益は組合員に直接帰属するため、実務上1年以内の事業年度が定められると思われる。
会計帳簿・財務諸表の保存期間	会計帳簿の閉鎖時、又は、財務諸表作成時から10年間(事業組合29、31)。	規定なし。
組合員の任意脱退	組合員はやむを得ない場合を除き脱退できない。但し、組合契約で別段の定めをすることができる(事業組合25)。	組合の存続期間を定めないとき、又は、組合員の終身間組合が存続することを定めたときは、組合員は原則としていつでも脱退することができる。組合の存続期間を定めたときでも、やむを得ない事由がある場合は脱退することができる(民678)。
組合員の法定脱退	死亡、破産手続の開始決定、後見開始の審判、除名(事業組合26)	同左(民679)
法定解散事由	目的事業の成功又は成功の不能、組合員が1人になったこと、組合員全員が非居住者並びに外国法人となったこと、存続期間の満了、総組合員の同意、組合契約の定め(事業組合37)	目的事業の成功又は成功の不能(民682)、組合員が1人になったこと、存続期間の満了、総組合員の同意、組合契約の定め

LLP = Limited Liability Partnership